

集積区域整備事業を実施する場合の主な要件

(1) 計画作成主体

計画の作成主体は、事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会です。

集積区域整備事業を実施するためには、集積区域整備計画を作成したうえで事業を推進していく必要があります。

(2) 実施主体

実施主体は、次のとおりです。

事業協同組合
協同組合連合会
商店街振興組合
商店街振興組合連合会
上記組合又は連合会の組合員又は所属員（以下「組合員」といいます。）

(3) 集積区域

本事業は、組合員の相当部分が集積している区域において行う必要があります。

(4) 組合員の敷地面積割合

本事業は、集積区域内に整備している工場、店舗、事業場などの施設の敷地面積のうち、当該組合又は連合会の組合員が使用する部分が2分の1以上である場合に実施することができます。

(5) 組合員数

集積区域整備事業を実施するためには、組合員の数が、原則として10人以上必要です。

ただし、過去に高度化資金の貸付けを受けて、次のいずれかにより集団化事業を実施したものである場合は、5人以上で実施することができます。

東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、事業協同組合などの組合員の3分の2以上が集団化計画の作成の際に、特別区内や10万人以上の市内、又はそれら区域の近隣の市町村で事業を行っている場合

事業協同組合などの組合員の3分の2以上が小規模事業者である場合

商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（1）

当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合

上記 から の他、地域の振興に資すると認められる場合（2）

(注)「1」の「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」及び「2」の「地域の振興に資すると認められる場合」については、26ページをご参照ください。

(6) 中小企業者の割合

組合員の3分の2以上が、特定中小事業者等（特定中小事業者等については、16ページをご参照ください。）である必要があります。

(7) 施設の整備

組合員の2分の1以上が、組合又は連合会の組合員である資格事業を行うために必要な施設（以下「特定施設」といいます。）を整備する必要があります。ただし、次の特別の理由がある場合は、5人以上で実施することができます。

過去に集団化事業を実施して形成された区域において、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の3分の2以上が特定中小事業者等である場合であって、集積区域の活性化に資すると認められる場合（ 2 ）

当該集積区域整備事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の2分の1以上が、組合員である資格事業を行うために必要な施設を整備することが困難となった場合

（注）「 2 」の「集積区域の活性化に資すると認められる場合」については、36ページをご参照ください。

（ 8 ） 共同事業の実施

組合又は連合会は、次のような共同事業を必ず行う必要があります。ただし、このような共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

（ 9 ） 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設は、土地、建物、構築物、設備（設備については、事業の共同化に寄与する設備又は組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備に限ります。）であって、資産計上されるものです。

なお、「組合員の事業の共同化に寄与する設備又は事業協同組合、組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備」とは、次のとおりです。

「組合員の事業の共同化に寄与する設備」とは、事業協同組合等が作成する共同化又は協業化計画に基づくものであって、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 組合員である企業組合又は協業組合が他の組合員である特定中小事業者と事業の共同化又は協業化を推進するために行う当該企業組合又は協業組合の事業の用に供する設備であること。

ただし、当該企業組合又は協業組合と事業の共同化又は協業化を行う組合員は、当該企業組合又は協業組合の行う事業と同一部類に属する事業部門を廃止又は行わないものであること。

イ 集団化計画作成後に組合員等である特定中小事業者が事業の共同化又は協業化を図るために出資総額の3分の2以上を出資して設立した会社（ 4 ）であって、組合員等であるものが事業の用に供する設備であること。

ただし、出資する組合員は、当該会社が行う事業と同一部類に属する事業部門を廃止又は行わないものであること。

ウ 集団化計画作成後に組合員である特定中小事業者が事業の協業化を図るため合併して設立した会社（合併後存続する会社を含む。）（ 5 ）であって、組合員であるも

のが事業の用に供する設備であること。

「事業協同組合、組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備」とは、次の要件に該当する組合員である共同出資会社の事業の用に供するものであること。

ア 当該共同出資会社の行う事業が、集積区域整備事業をより効果的に行うために必要と認められる事業であること。

イ 当該共同出資会社は、事業協同組合が出資し、かつ、その組合員の3分の2以上が出資しているものであって、出資総額の3分の2以上を事業協同組合等及びその組合員が出資している特定中小事業者であること。

(注)「 4 」及び「 5 」の「会社」については、27ページをご参照ください。

(10) 長期間(1年以上の期間) 賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、組合又は連合会の組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものでないこと。

賃貸を行う者は、組合又は連合会の組合員等である特定中小事業者等であること。

当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。

当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。

当該集積区域整備事業を実施するうえにおいて、当該賃貸施設の整備が必要なものであり、かつ、その整備を推進するためには高度化資金の貸付けを行うことが妥当と認められるものであること。

新たに組合員となる者に賃貸を行う組合員である特定中小事業者等に対する貸付けに当たっては、上記 から までに該当するものであって、かつ、集積区域の整備及び不足業種の導入の観点からみて必要と認められるものであること。

(2) 「集積区域の活性化に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合があります。

空き店舗等を活用して行われる集積区域整備事業であって、次の要件を満たしたものの。

ア 中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの。

イ 当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の3分の2以上が、特定中小事業者等であるもの。

過去に高度化資金の貸付けを受けて集積区域整備事業を実施したものであって、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であるもの。